**平成２１年（フ）第２１０９号**
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石84番地21ＳＰＲＯＵＴ須恵809号
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２１２９号**
福岡市南区大橋４丁目２番６号
債務者　野崎　英明
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２１４２号**
福岡県大野城市下大利団地39番104号
債務者　井原イツ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２１８９号**
福岡市中央区福浜２丁目６番７―815号
債務者　川野　圭子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第６８９号**
京都府長岡京市奥海印寺太鼓山22番地25
債務者　梅田米穀店こと　梅田　八重
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０１３号**
京都府木津川市木津神田49番地３　コーポ西口103号
債務者　菊池　克已
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０１４号**
京都府木津川市木津神田49番地３　コーポ西口103号
債務者　菊池まつ子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１６２号**
京都市下京区西七条掛越町27番地　グランドール西大路603号
債務者　山田　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１７４号**
京都市山科区東野南井ノ上町13番地47
債務者　尾崎真由子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２４３号**
京都市伏見区久我森の宮町７番地141
債務者　辛島　智弘
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２６５号**
京都市右京区西京極徳大寺団子田町10番地　錦栄荘105
債務者　住田　邦夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２８４号**
京都府宇治市槇島町吹前　130番地の23
債務者　右髙　泰史
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２９４号**
京都市右京区梅津林口町32番地21
債務者　坂本工務店こと　坂本　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３０８号**
京都市東山区本町八丁目97番地
債務者　ミールこと　加藤　愼一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３９７号**
京都市東山区祇園町南側570番地15
債務者　柏原　正幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４００号**
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　４棟301号
債務者　櫻井　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４０１号**
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　４棟301号
債務者　櫻井　昌代（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係